

## 公立大学法人埼玉県立大学給料等の支給に関する規程

平成22年4月1日  
規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）に基づく給料等の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給料の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

第3条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- 一 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- 二 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- 三 出向され、又は出向の終了により職務に復帰した場合
- 四 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 月の初日から引き続いて休職にされ、育児休業をし、出向され、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その月の給料をその際支給する。

第4条 給料の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(管理職手当の支給)

第5条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第6条 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(規則第31条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。)は、管理職手当は支給することができない。

(初任給調整手当の支給)

第7条 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(扶養手当及び住居手当の支給)

第8条 扶養手当及び住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給)

第9条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が任命権者を異にして異動し、又は離職し、若しくは死亡した場合には、その異動し、又は離職し、若しくは死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。

2 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数の計算については、規則第17条第4項の規定を準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第10条 規則第21条第2項の支給規程に定める時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及

び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。) の日数の合計に 7 時間 45 分を乗じて得た時間とする。

- 2 規則第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、規則等の規定によって給料を減じて支給する場合であっても、職員が本来受けるべき給料の月額とする。

(その他)

第 11 条 この規程により難い事情があると認められるときは、理事長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。